

観参第691号
令和4年2月15日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公印省略）

地域限定旅行業者及び旅行サービス手配業者へのアンケート実施について

平素より旅行業の推進につきまして、ご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内の通り、旅行業者との取引により旅行の手配を行う旅行サービス手配業の不健全な業務実態に起因して、旅行の安全や取引の公正を脅かすような事案が発生していたこと等から、平成30年1月に、旅行の安全や取引の公正を確保するため、「旅行サービス手配業」の登録制度の創設等の措置を講じる「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」が施行されました。

今般、当該改正から5年を迎えることを鑑み、改正通訳案内士法及び旅行業法に基づく施策について、課題とその改善方策を検討する必要があるため、実際に業務に従事する地域限定旅行業者及び旅行サービス手配業者へのアンケート調査を実施することとしました。

つきましては、貴都道府県の地域限定旅行業者及び旅行サービス手配業者に対し、直接、観光庁及び委託事業者より調査のためのご連絡をいたしますので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。